

総合教育会議での確認事項

- 1 5月6日（水）までの臨時休業を5月31日（日）まで延長する。
- 2 ただし、感染の状況が現在と変わらない場合は、前倒しで学校を再開することを検討する。
- 3 児童生徒と学校との接点をつくりながら、心のケアや学力保障に配慮する。
- 4 休業を継続する場合は、その理由を明確に保護者に伝える。

総合教育会議を踏まえての具体的な対応案

- 1 5月7日（木）～13日（水）
登校は行わず、保護者等へ課題の引き渡しを実施
- 2 5月14日（木）～21日（木）
県の発生段階区分 Level 2 以下であれば、登校日数に入らない分散登校（授業なし）を実施し、心身のケア、家庭学習の確認等を実施
- 3 5月22日（金）～5月29日（金）
県の発生段階区分 Level 1 以下の場合は、学校を再開し、授業を伴う分散登校を実施
- 4 給食については、分散登校の有無にかかわらず、5月中は配食を取りやめ、6月1日（月）再開とする。
- 5 個別の教育相談については、5月11日（月）以降、各校において随時対応する。
- 6 児童センター等とは引き続き連携を図り、児童センターを利用する児童生徒の昼食については、学校でとるなど配慮を依頼する。
- 7 県からの休業要請があった場合又は Level 3 以上に感染が拡大した場合は、登校を停止する。